

意見書

平成 23 年 12 月 28 日

〒100-8915

東京都千代田区霞が関3-4-3

特許庁審査業務部商標課商標審査基準室 御中

日本弁理士会

第1商標委員会委員長 中村 仁

【商標法第4条第1項第2号及び第3号の規定に基づく告示に対する意見】

日本弁理士会商標委員会より、「商標法第4条第1項第2号及び第3号の規定に基づく告示」に対して、下記のとおり意見を提出いたしますので、よろしくご検討をお願いいたします。

1. 意見の内容

- (1) 世界水パートナーシップの標章のうち標章「GWPO」及び「GWP」については、商標法第4条第1項第3号の指定をすべきではない。
- (2) 国際反汚職アカデミーの標章のうち標章「IACA」については、商標法第4条第1項第3号の指定をすべきではない。
- (3) 国連開発計画の標章のうち標章「PNUD」については、商標法第4条第1項第3号の指定をすべきではない。

2. 理由

(1)及び(2)について

商標法第4条第1項第3号は、国際連合その他の国際機関を表示する標章であつて経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標について、その出願を拒絶し、また、登録を無効にするための規定である(同法第46条)。その立法趣旨は、これらを商標として使用することは国際機関の尊厳を傷つけ、また、一私人に独占を許すことは妥当でないという点にある。

この規定がパリ条約第6条の3に対応するものであるところ、パリ条約では、国際機関の略称等に関する商標の登録を拒絶し又は無効にすることを加盟国に義務づけ

ているが(第6条の3(1)b)、他方、国際機関との間に関係があると公衆に暗示させたり又は誤って信じさせたりしない場合には加盟国はその義務を負わないと規定している(第6条の3(1)c)。

世界水パートナーシップの略称「GWPO」及び「GWP」、及び国際反汚職アカデミーの略称「IACA」が、日本において一般の需要者に知られているとは考えられない。したがって、これらの団体との間に関係があると公衆に暗示させたり又は誤って信じさせたりすると認めるような特段の事情が伺えるような商標でない限り、パリ条約第6条の3(1)cの適用により、拒絶又は無効にする義務はないと考えるべきである。

また、これらについて商標法第4条第1項第3号の指定をすると、「GWPO」、「GWP」又は「IACA」と同一又は類似の商標に関する登録は後発的に無効理由を有することになるが、その商標権者の救済は商標法上明確でなく、これでは、権利者に過度の不測の不利益を与えることになる。パリ条約はそのようなことを加盟国に義務づけている訳ではなく、かかる指定が妥当であるとは到底考えられない。

「GWPO」、「GWP」及び「IACA」について経済産業大臣の指定をしなくとも、出願・登録された商標が、その指定商品・指定役務との関係等の理由により、世界水パートナーシップ又は国際反汚職アカデミーとの関連性を疑われる場合には商標法第4条第1項第7号の規定により出願拒絶・登録無効にすることができるので、パリ条約の規定を順守することが可能である。これをもって足りると考える。

なお、世界水パートナーシップの略称として「GWP」は使用されているようであるが、「GWPO」のわが国における使用の事実は発見されなかったため、特に、「GWPO」については、経済産業大臣の指定の必要性が疑われる。

(3)について

上記(1)及び(2)についてと同様に、国連開発計画の略称「PNUD」についても、商標法第4条第1項第3号の指定をすべきではない。

特に、英語での略称でない「PNUD」は、わが国での使用の可能性、わが国需要者がこの略称を認識できる可能性のいずれも低いと考えられ、経済産業大臣の指定の必要性が疑われる。

※ 本意見の内容に関するお問い合わせは、下記の意見等連絡先までお願い申し上げます。

記

[担当者] 日本弁理士会 事業部 業務国際課 花田 茜
[住所] 〒100-0013 東京都千代田区霞が関三丁目四番二号

[電話番号] 03-3519-2307
[FAX番号] 03-3581-9188
[電子メール] a.hanada-jpaa@nifty.com

以上